

犬山市消防本部における自動販売機設置事業者募集要項

1 入札に付する事項

犬山市では、行政財産である犬山市消防本部の敷地の一部を賃借する方法により自動販売機の設置を行います。このため、自動販売機設置事業者（以下、「設置事業者」という。）を決定するための一般競争入札を行います。

この募集に参加される方は、本事項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

2 入札物件

入札物件は、下記の1件（清涼飲料水自動販売機）とします。

■入札物件 犬山市消防本部への自動販売機設置3台

※入札は3台一括して行います。

【条件等】

※1 清涼飲料水自動販売機とし、設置可能外形寸法及びコンセントの有無等

下表のとおり

※2 設置場所は、別紙資料のとおり

※3 設置条件として、災害救援ベンダー型の自動販売機を設置すること。（災害時とは、災害対策基本法第2条における災害により断水し、水道水の供給が停止した場合をいう。）

自動販売機設置施設名	所在地	設置台数	設置可能な自動販売機及びゴミ箱の大きさ	貸付面積	その他の条件	コンセントの有無
消防本部・消防署1階食堂（屋内）	犬山市大字五郎丸字下前田1番地	1台	自動販売機 幅1.2m×奥行0.85m×高さ2.0m ゴミ箱 幅0.45m×奥行0.85m まで	1.4 ㎡	災害救援ベンダーの自動販売機を設置すること。	有
消防署北出張所（屋外）	犬山市大字犬山字身打田11番地5	1台				
消防署南出張所（屋外）	犬山市大字羽黒新田字上島38番地15	1台				

貸付面積にはゴミ箱スペースを含みます。

3 自動販売機の設置条件

(1) 行政財産の貸付期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とします。ただし、契約期間中であっても、犬山市が公用・公共用に供するため土地の使用を必要とするときは契約の解除をする場合があります。

(2) 行政財産は、自動販売機及びゴミ箱（使用済み容器の回収ボックス）の設置のために貸し付けるもので、それ以外の目的には使用できないものとします。

(3) 落札者（設置事業者）が入札した額に消費税及び地方消費税を加算し、1年間の貸付料と

します。貸付料は、犬山市の発行する納入通知書により、犬山市の指定する期限までに納入してください。なお、貸付料の年額の契約金額に係る消費税及び地方消費税は、犬山市が発行する納入通知書の発行時において適用される消費税率を適用することとします。

(4) 自動販売機の設置及び撤去に関する工事費（電気工事含む）、移転費等の費用は、全て設置事業者の負担とします。また、電気使用料についても、設置事業者の負担とし、設置事業者において計量機（子メーター）を設置し、年額電気使用料1年に一度（設置期間が1年に満たない場合はその期間の額）、犬山市が指定する期限までに全額納入してください。

(5) 設置する自動販売機の機器については、入札物件の条件を満たし且つ次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 10円、50円、100円、500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

また、新紙幣の発行の際には適切に対応すること。

ウ 指定された外形寸法の値を超えないものであること。

エ 自動販売機の機種は、電圧100V、電流10A程度のものであること。

(6) 契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

イ 販売品の搬入・廃棄物の搬送時間及び経路については、犬山市の指示に従い、施設の運営及び利用者の妨げにならないように配慮すること。

ウ 販売品目は、清涼飲料水、お茶、水、コーヒー、紅茶等の飲料とし、酒類、煙草の販売を行わないこと。また、缶及びペットボトルなどの密閉式の容器にすること。なお、商品の具体的な構成については、落札後、事前に犬山市と協議を行うこと。

エ 本件に係る自動販売機の売り上げ状況を、別に犬山市が指定する期日までに犬山市に報告すること。

オ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

カ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

キ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

ク 自動販売機の清掃を行い、清潔を保つこと。

ケ 自動販売機を設置するにあたっては、転倒防止対策、火災予防対策を十分行い、据付面を確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないかを確認すること。

コ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

サ 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故については、犬山市に報告するとともに、設置事業者の責任において解決すること。

シ 設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。ただし、市が許可した場合はこの限りではない。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を犬山市に請求することはできないこととする。

(7) 本募集要項の条件に違反する行為があると認める場合は、契約を解除します。

4 設置事業者入札参加資格要件

次の要件を全て満たす法人に限り、本件入札に参加することができます。

- (1) 法人においては、愛知県内に本店又は支店を有すること。
- (2) 自動販売機の設置業務（自らが管理するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく犬山市入札参加の制限を受けていない者であること。
- (5) 愛知県出納事務局指名停止取扱要領（平成12年4月1日施行）、犬山市入札参加指名停止措置要綱（平成6年犬山市告示第15条）に基づく指名停止等の措置を受けていない、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (6) 法人においては、次に掲げる国税、県税、市税の未納がないこと。

ア 国税

・法人税、消費税及び地方消費税

イ 県税（愛知県）

・法人事業税、法人県民税、自動車税

ウ 市税（犬山市）

・法人住民税、固定資産税

5 入札参加申込手続き

(1) 申込方法

①郵送の場合

受付期間：令和5年2月10日（金）～令和5年2月28日（火）必着

送付先：〒484-0066 愛知県犬山市大字五郎丸字下前田1番地

犬山市消防本部 消防総務課 庶務担当あて

※簡易書留または書留により送付してください。

※申込に必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられませんのでご注意ください。

②持参する場合

受付期間：令和5年2月10日（金）～令和5年2月28日（火）必着

（土・日・祝休日は除き、午前9時00分～午後5時まで）

提出先：愛知県犬山市大字五郎丸字下前田1番地 犬山市消防本部2階 消防総務課
庶務担当

(2) 申込みに必要な書類（各1部）

①入札申込書（様式1）

②誓約書（様式3）

- ③ 証明書類（発行日から3月以内のもの）
 - 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ④ 入札参加資格要件4－（2）の実績証明書類（契約書の写し等）
- ⑤ 入札参加資格要件4－（3）の許認可等の免許証の写し（該当の場合のみ）
- ⑥ 国税、県税、市税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）
 - ア 国税
 - ・ 法人税、消費税及び地方消費税
 - イ 県税
 - ・ 法人事業税、法人県民税、自動車税
 - ウ 市税
 - ・ 法人市民税、固定資産税
- ⑦ 設置予定の自動販売機及び販売品目の説明（様式自由）

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時
令和5年3月1日（水）
- (2) 場所
犬山市消防本部

7 入札について

- (1) 入札の様式は、様式2を使用してください。
 - ※ 定型封筒（長型3号など）に入れた上で封をし、押印（印鑑証明印）してください。
 - ※ 封筒の記入については、別紙「入札の留意事項」を参照してください。
- (2) 入札金額は、**貸付料の年額を消費税及び地方消費税を含まない価格**（100円単位）で記入してください。

落札後の金額については、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって貸付料の年額とし、消費税及び地方消費税については、犬山市が発行する納入通知書の発行時において適用される消費税率とします。（納入通知書の発行は、毎年度2月を予定）
- (3) 落札者は、犬山市の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
- (4) 予定価格に達しない場合は、直ちに再入札を行います。入札回数は、第1回を含め3回以内（3回分の入札書を準備）とします。
- (5) 代表者以外の方が入札に参加される場合は委任状（様式4）が必要です。
- (6) 入札を辞退される場合は、その旨文書（任意様式）にて連絡してください。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とします。
 - ① 入札参加資格のない者が入札したもの
 - ② 指定の期間内に提出しなかったもの
 - ③ 入札価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの

- ④入札書の訂正をしたもの
- ⑤入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの
- ⑥その他入札に関する条件に違反したもの

8 契約の手続き

落札後、設置事業者は、本契約前に設置予定の自動販売機の仕様について犬山市の了解を得ること。なお、犬山市から仕様等について指示があれば従うこと。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、犬山市が指定する期日までに契約書の取り交わしに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が入札参加資格を失った場合
- (3) 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

10 その他

- (1) 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの自動販売機の売上実績については、別紙「参考資料」を参照してください。
- (2) 契約の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。
- (3) 犬山市ホームページ上で決定金額及び設置事業者名を掲載します。

11 問い合わせ

【本件の入札に関すること】

※質問は書面（様式不問）にてFAX、E-mail、郵送又は持参してください。

※質問及びその回答については、入札参加者全員が把握すべき内容と犬山市が判断した場合は、入札参加者全員に通知します。

【問い合わせ先】

犬山市消防本部 消防総務課 庶務担当 小島

電話 0568-65-3121（直通）

FAX 0568-65-3127

E-mail 060100@city.inuyama.lg.jp